

## 平成27年 第3回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 平成27年 5月11日  
午後 1時00開会  
午後 2時20閉会  
場 所 中頓別町役場会議室

1 当日の出席委員は次のとおりである。

1 番委員、2 番委員、3 番委員、4 番委員、5 番委員、6 番委員  
7 番委員、8 番委員

以上 8名

2 当日の欠席委員は次のとおりである。

以上 名

3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 ○ ○ ○ ○

4 本会のための書記 農業委員会 主 任 ○ ○ ○ ○

5 本会の総会にかかる案件は次のとおりである。(別紙議案書のとおり)

6. 議 事

議案第1号 農地法第3条第2項第5号に係る別段面積の設定について

議案第2号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)に  
ついて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用  
地利用集積計画の決定について

7. その他

(1) 今後の予定について

(2) その他

8. 閉 会

事務局長 ただいまから平成27年第3回中頓別町農業委員会総会を開催いたします。

会長 まず始めに会長より挨拶をお願いします。  
(挨拶終了)

議長 これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第1項の規程に基づき、議事を進行いたします。

【欠席報告】  
本日の欠席者はありません。

【定数報告】  
本日の出席委員は8名中8名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規程によります過半数に達しておりますので総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

【議事録署名委員の指定】  
議事録署名委員の指定を行います。  
中頓別町農業委員会会議規則第15条の規程に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。  
2番 ○○委員及び3番 ○○委員を指名いたします。

会務報告につきまして、事務局から報告させます。

事務局長 ◎ 会務報告  
  
(報告終了)

議長 それでは、議案の審議に移りたいと思います。  
議案第1号「農地法第3条第2項第5号に係る別段面積の設定について」を議題といたします。内容について事務局から説明いたさせます。

事務局長 それでは、議案第1号「農地法第3条第2項第5号に係る別段面積の設定について」をご説明いたします。

## 下限面積の設定に係る検討資料

### 1. 面積設定の基準による算出

#### 【酪農・畜産業】

○営農に供する農地面積	33,423,164 m <sup>2</sup>	=	3,342 ha
○最小営農農地面積	179,078 m <sup>2</sup>	=	17 ha
○最大営農農地面積	3,656,633 m <sup>2</sup>	=	365 ha
○平均営農農地面積	795,789 m <sup>2</sup>	=	79 ha

(33,423,164÷42戸)

○酪農・畜産業に携わる戸数 42戸 (農業生産法人以外)

#### 【畑作】

○営農に供する農地面積	61,597 m <sup>2</sup>	=	6 ha
○平均営農農地面積	30,798 m <sup>2</sup>	=	3 ha

※ ○○さん、○○さん (61,597÷2戸)

○畑作に携わる戸数 2戸 (社会福祉法人以外)

#### 【その他】

○TMRセンター、社会福祉法人等 1,840,668 m<sup>2</sup> = 184 ha

※ 現在の農業経営者の中で、北海道の下限面積である2haの経営面積を下回る経営を行っているものはないことを確認する。

### 2. 耕作放棄地の状況

○神崎地区(1)	1.48 ha	…	相続登記関係
○神崎地区(2)	0.14 ha	…	相続登記関係
○旭台地区(1)	5.36 ha	…	機械での耕作不能地
○旭台地区(2)	3.43 ha	…	相続・抵当権・仮登記関係
計	10.41 ha		(全体の農地の0.31%)

### 3. 遊休農地の状況 (平成26年度農地パトロール)

○ 0 m<sup>2</sup> = 0 ha (全体の農地の0%)

### 4. 農業者の年齢構成及び後継者の有無平成26年年齢到達歳)

○20歳～29歳	1名	2.3%
○30歳～39歳	7名	16.7%

○40歳～49歳	7名	16.7%
○50歳～59歳	15名	35.7%
		(後継者なし= 6名) 14.3%
○60歳～	12名	28.6%
		(後継者なし= 9名) 21.4%
計	42名	… 酪農・畜産業のみ

#### 5. 農業者の移動の状況

- 離農（経営継承） 3戸（〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん）
- 経営移譲 0戸
- 新規参入 1戸（〇〇さん）

#### 6. 下限面積の設定根拠

平成23年に、下限面積を都府県なみの50aにすることにしましたが、大きく高齢化率の低減となっていないことから、引き続き下限面積を50aとします。

※ 以下、下限面積の設定を参照

議案第1号

### 下限面積の設定（案）

中頓別町農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地 域	下 限 面 積
中頓別町全域	50a

※ 毎年4月に地域農業情勢を踏まえて下限面積を見直します。

#### 【下限面積設定理由】

当地域での主要な農業は酪農・畜産業であり、平均営農農地面積は79ヘクタールです。現時点では、耕作放棄地及び遊休農地も農地全体の0.31%であります。今後20年の間に35%

の方が離農することが予想されます。このことから、耕作放棄地の増加に繋がる可能性が大きくなっています。ただし、酪農に限れば、最小営農農地面積でも17ha以上であり、北海道の下限面積を大きく上回っているところでもあります。

畑作については、2戸ではありますが農地面積平均3ヘクタールで営農されている状況にあります。

平成23年に、下限面積を都府県なみの50aにすることとしましたが、昨年度は離農3戸、新規参入1戸となっており、大きく高齢化率の低減となっていないことから、引き続き下限面積を50aとします。

なお、新規就農にあたっては、周辺農業者の理解が得られ、効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないことを前提とします。

以上で説明を終わらせていただきます。  
よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明がおわりました。何か質疑はありますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、議案第1号について承認することにご異議ございませんか。

各委員 (異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第2項第5号に係る別断面積の設定について」は承認することに決しました。

続いて、議案第2号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定について」を議題といたします。

事務局から説明いただきます。

事務局長 それでは、議案第2号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定について」を説明いたします。

## 議案第2号資料

農業委員会の「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)

### 説明資料

平成21年1月23日付け20経営第5791号の農林水産省経営局長通達により、平成21年度より「当年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」を作成。農業者の意見を反映後、農業委員会の審議を経て農政局に提出を行うことになっております。

### <具体的な手続きと今後のスケジュール>

- 平成27年 3月 2日 地区別懇談会：農業者からの意見聴取
- 平成27年 3月30日 総会：平成26年度の活動の点検・評価の策定
- 平成27年 4月 1日 平成26年度の活動の点検・評価をホームページ掲載
- 平成27年 5月11日 総会：平成27年度活動計画の策定(農業者意見含む)
- 平成27年 5月12日 平成27年度活動計画をホームページ掲載(1ヶ月)
- 平成27年 6月 ホームページからの意見聴取  
計画等に変更がある場合には総会の決定を受ける。
- 平成27年 6月 宗谷総合振興局に送付

### <平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の説明>

#### I 法令事務(遊休農地に関する措置)

##### (1) 現況及び課題

- ① 管内の農地面積 3,362ha…平成27年1月1日資料
- ② 遊休農地面積 0.0ha…遊休農地0.0ha
- ③ 割合 0.00%… $0.0 \div 3,362$

##### (2) 平成27年度の目標案及び活動計画

農地パトロールの実施計画内容を明記。

##### (3) 地域の農業者等からの意見

地区別懇談会からの意見…特になし。

##### (4) 地域の農業者等からの意見を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

当初策定の計画のとおり

II 促進等事務

1. 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現況及び課題

① 農家数 45戸…平成27年1月1日（畑作農家を  
含む。〇〇は除外）

② 農業生産法人 1法人…〇〇

③ 認定農業者 38戸…要件を満たす者は全て認定済み。

④ 特定農業法人 0法人

※ 農地利用改善団体が作成する特定農用地規程に位置付けられた法人。改善団体の構成員から農用地を引き受ける義務を持つ。

⑤ 特定農業団体 0法人

※ 農作業を受託する相手方として農地利用改善団体が作成する特定農用地規程に位置付けられた団体。改善団体の構成員から農作業受託を引き受ける義務を持つ。

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

① 認定農業者 38戸

② 特定農業法人・特定農業団体 0戸

③ 認定の業者…新規該当者なし。新規就農による底上げを図る。

④ 特定農業法人…TMRセンターでの模索。

⑤ 特定農業団体…コントラクター利用組合での模索。

(3) 地域の農業者等からの意見

地区別懇談会からの意見…特になし。

(4) 地域の農業者等からの意見を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

当初策定の計画のとおり

2. 担い手への農地の利用集積

(1) 現状の課題

① 管内の農地面積 3,362ha…平成27年1月1日資料

② これまでの集積面積 3,005ha

○ H17～H26 3,005ha（把握出来ている年からの  
加算）

③ 集積率 89.38%… $3,005 \div 3,362$

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

① 集積面積 25.8ha

② 活動計画案

離農・継承、国有地の売払いに係るスケジュールを明記。

(3) 地域の農業者からの意見等

地区別懇談会からの意見…特になし。

(4) 地域の農業者等からの意見を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

当初策定の計画のとおり

3. 違反転用への適正な対応

(1) 現状の課題

① 違反転用の状況0件

② 課題…違反転用の周知徹底等の啓蒙活動の強化

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

① 違反転用解消面積0ha…違反転用の対応はなし。

② 転用の事前相談即応のための農地情報の電子化と農地パトロールの強化。

(3) 地域の農業者等からの意見

地区別懇談会からの意見…特になし。

(4) 地域の農業者等からの意見を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

当初策定の計画のとおり

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

議案第2号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」の説明が終わりました。このことについて、質問或いは意見等ございませんか。

各委員

（質問・意見なし）

議長

質疑がないようですので、議案第2号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を承認することに異議がございませんか。



各委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議案第2号を承認することに決しました。

続いて、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局から説明いたさせます。

事務局長

それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農地利用集積計画の決定について」下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について審議を求めるものです。

公告予定日については平成27年5月11日 番号所5番 土地の表示は字松音知〇〇番の1筆 〇〇㎡であります。公簿地目現況地目とも同一で畑であります。対価は 〇〇円です。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。譲渡人 〇〇〇〇さん 譲受人 〇〇〇〇さん。譲渡理由は農地を近隣耕作者に譲り渡す。譲受理由は農地を譲り受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおりません。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入でございます。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

本件につきましては、新規に利用集積するものであります。

続きまして、賃15番の説明を行います。

土地の表示は字上駒〇〇番〇 〇〇㎡ であります。公簿地目現況地目とも同一で畑であります。小作料は 〇〇円です。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入でございます。賃貸借終期は平成30年3月31日の3年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

続きまして賃16番の説明を行います。

土地の表示の内訳は別紙をご参照願います。字弥生〇〇番〇から〇〇番〇の全9筆 〇〇㎡であります。公簿地目現況地目とも同一で畑であ

ります。小作料は 〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入でございます。賃貸借終期は平成32年3月31日の5年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

続きまして賃17番の説明を行います。

土地の表示は字弥生〇〇番〇から〇〇番の全3筆 〇〇m<sup>2</sup>であります。公簿地目現況地目とも同一で畑であります。小作料は 〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入でございます。賃貸借終期は平成32年3月31日の5年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

続きまして賃18番の説明を行います。

土地の表示は字弥生〇〇番〇と〇〇番〇の全2筆 〇〇m<sup>2</sup>であります。公簿地目現況地目とも同一で畑であります。小作料は 〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入でございます。賃貸借終期は平成32年3月31日の5年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

続きまして賃19番の説明を行います。

土地の表示は字弥生〇〇番〇の1筆 〇〇m<sup>2</sup>であります。公簿地目現況地目とも同一で畑であります。小作料は 〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り

受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入でございます。賃貸借終期は平成32年3月31日の5年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

続きまして賃20番の説明を行います。

土地の表示は字松音知〇〇番〇と〇〇番〇の全2筆 〇〇m<sup>2</sup>であります。公簿地目現況地目とも同一で畑であります。小作料は使用貸借です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は農地を近隣耕作者に貸付ける。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおりません。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は未加入でございます。賃貸借終期は平成30年3月31日の3年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

続きまして賃21番の説明を行います。

土地の表示は字兵安〇〇番〇の1筆 〇〇m<sup>2</sup>であります。公簿地目現況地目とも同一で畑であります。小作料は 〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入でございます。賃貸借終期は平成34年3月31日の7年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

続きまして賃22番の説明を行います。

土地の表示の内訳は別紙をご参照願います。字兵安〇〇番〇から〇〇番〇の全4筆 〇〇m<sup>2</sup>であります。公簿地目現況地目とも同一で畑であります。小作料は 〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請

のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入でございます。賃貸借終期は平成34年3月31日の7年間であります。

続きまして賃23番の説明を行います。

土地の表示の内訳は別紙をご参照願います。字兵安〇〇番〇から〇〇番の全12筆 〇〇㎡であります。公簿地目現況地目とも同一で畑であります。小作料は 〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入でございます。賃貸借終期は平成34年3月31日の7年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

以上説明を終了します。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

事務局の説明が終了しました。それでは所5番から順番に審議に移ります。所5番 〇〇〇〇さんから 〇〇〇〇さんへの所有権移転について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長

本件説明の前に農業経営基盤強化法第18条第1項の審査基準に関する法令の確認を行います。農業委員研修資料No.04をご覧ください。

(関係法令～許可要件を説明)

それでは、所5番につきまして

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。

また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます、以上ご報告申し上げます。

議長

所5番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員

(質疑なし)

議長 質疑がないようですので、所5番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、所5番は承認することに決しました。  
次に賃15番及び16番の審議に移りますが賃15番及び賃16番につきましても、〇〇委員に関連する案件でございますので、委員には中頓別町農業委員会会議規則第13条に基づき退席願います。  
ここで暫時休憩いたします。

(〇〇委員退席)

休憩前に戻り、賃15番 〇〇〇〇さんから 〇〇〇〇さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長 それでは、賃15番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 賃15番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、賃15番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、賃15番は承認することに決しました。  
続きまして賃16番 〇〇〇〇さんから 〇〇〇〇さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長            それでは、賃16番につきまして  
                         農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
                         また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長                    賃16番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

〇〇会長              賃貸期間について賃15は3年間だが、賃16が5年間となっているのは何故なのか。

事務局長              双方の協議で賃貸期間を決めた結果、違いがでたようです。

議長                    他に何かご質問ございますか。

各委員                (質疑なし)

議長                    質疑がないようですので、賃16番を承認することにご異議ありませんか。

各委員                (異議なし)

議長                    ご異議なしと認め、賃16番は承認することに決しました。  
                         ここで暫時休憩致します。

                         (〇〇委員着席)

                         休憩前に戻り、議事を進めます。続きまして賃17番 〇〇〇〇さんから 〇〇〇〇さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長              それでは、賃17番につきまして  
                         農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
                         また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長	賃17番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、賃17番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃17番は承認することに決しました。 次に賃18番 ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。
事務局長	それでは、賃18番につきまして 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。 また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。
議長	賃18番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、賃18番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃18番は承認することに決しました。 次に賃19番 ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。
事務局長	それでは、賃19番につきまして 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建

設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。

また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 賃19番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、賃19番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、賃19番は承認することに決しました。

続きまして賃20番の審議に移りますが賃20番につきましては、○委員に関連する案件でございますので、委員には中頓別町農業委員会会議規則第13条に基づき退席願います。

ここで暫時休憩いたします。

(○○委員退席)

休憩前に戻り、賃20番 ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長 それでは、賃20番につきまして

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。

また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 賃20番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、賃20番を承認することにご異議ありませんか。



	んか。
各委員	(異議なし)
議長	<p>ご異議なしと認め、賃20番は承認することに決しました。 ここで暫時休憩致します。</p> <p>(〇〇委員着席)</p> <p>休憩前に戻り、続きまして賃21番の審議に移りますが、賃21番につきましても、私に関連する案件でございますので、中頓別町農業委員会会議規則第13条に基づき退席いたします。議事につきましては、〇〇職務代理をお願いいたします。 ここで暫時休憩いたします。</p> <p>(〇〇会長退席) (〇〇職務代理議長席へ移動)</p> <p>休憩前に戻り、議事をすすめます。 賃21番 〇〇〇〇さんから 〇〇〇〇さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。</p>
事務局長	<p>それでは、賃21番につきまして 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。 また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。</p>
職務代理	賃21番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。
各委員	(質疑なし)
職務代理	質疑がないようですので、賃21番を承認することにご異議ありませんか。

各委員	(異議なし)
職務代理	<p>ご異議なしと認め、賃21番は承認することに決しました。 ここで暫時休憩致します。</p> <p>(〇〇職務代理席を移動) (〇〇会長着席)</p> <p>休憩前に戻り、議事をすすめます。続きまして賃22番 〇〇〇〇さんから 〇〇〇〇さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。</p>
事務局長	<p>それでは、賃22番につきまして 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。 また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。</p>
議長	賃22番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。
各委員	(質疑なし)
職務代理	質疑がないようですので、賃22番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	<p>ご異議なしと認め、賃22番は承認することに決しました。 次に賃23番 〇〇〇〇さんから 〇〇〇〇さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。</p>
事務局長	<p>それでは、賃23番につきまして 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。 また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能である</p>

と判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 賃23番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、賃23番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、賃23番は承認することに決しました。以上をもちまして、全ての議事が終了しましたので、その他の案件に移らせて頂きます。その他について、事務局より説明させます。

それでは、その他の事項について報告申し上げます。

事務局長 (報告)

議長 長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、平成27年第3回農業委員会総会を終了いたします。

(閉会 午後 2時20分)

この会議録は主任が記載したものであるが、内容に相違がないのでそれを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員 2番 (印)

署名委員 3番 (印)